

## アクセラレータープログラム企画運営業務委託仕様書

### 1. 業務名

アクセラレータープログラム企画運営業務委託（以下「本業務」という。）

### 2. 目的

本業務は、松江市内で新たなビジネスの創出にチャレンジしようとする起業希望者や起業家及び小規模企業者等を対象に、事例調査やアイデア創出のワークショップを通じて事業開発を促進するプログラム（以下「アクセラレータープログラム」という。）を提供することにより、市内における起業及び新規事業開発を促進し、革新的なビジネスの創出を通じて市内産業の活性化につなげることを目的とする。

### 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

### 4. 定義

#### (1)リサーチソンの内容・目的

特定の事業領域における先行事例、市場環境及び業種課題等を調査・整理するワークショップを実施することにより、ビジネスを通じて解決したい課題への理解を深めるとともに、後続のアイデアソンにおける事業構想の形成に必要な情報を収集することを目的とする。

#### (2)アイデアソンの内容・目的

リサーチソンで収集した情報を活用し、新規性・独自性のあるビジネスアイデアの創出を行うワークショップを実施することにより、事業のコンセプトを具体化し、革新的なビジネスの創出に向けた事業構想の形成を図ることを目的とする。また、IT 分野のビジネスアイデアを有する参加者に対しては、後続プログラムである試作品開発を行うハッカソンへの円滑な移行に向け、必要な支援を実施する。

### 5. 業務内容

#### (1)本業務実施のための広報活動

本業務を実施するにあたって、参加者及び参加企業等（以下「参加者」という。）の募集のための広報活動を発注者と連携して実施する。（1 式）

#### (2)企画調整業務

アクセラレータープログラム全体の企画設計及び体制構築（1 式）

#### (3)リサーチソン運営業務

- ①リサーチソンの内容や目的、スケジュールなどの説明を行うキックオフイベントを対面形式で開催する。（1 回）
- ②特定の事業領域における先行事例、市場環境及び業種課題等を調査・整理するワークショップを実施する。
- ③ワークショップは参加者 1 組あたり 6 回（合計 12 時間）を目安に実施する。ワークショップの実施方法については、複数の参加者が同時に参加する集合形式又は参加者ごとに実施する個別形式のいずれでも可とし、対面又はオンラインを問わないものとする。
- ④ワークショップの各セッション間において、参加者からの質問や相談に対応するとともに、調査の進捗確認や助

言を行うことで、参加者が十分なリサーチ活動を実施できるよう支援を行う。（1式）

⑤リサーチソン終了時に、参加者及び MATSUE 起業エコシステムコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）関係者が参加する調査報告会を対面形式で開催する。（1回）

⑥リサーチソンの受入組数は4組を目安とする。

#### (4) アイデアソン運営業務

①アイデアソンの内容や目的、スケジュールなどの説明を行うキックオフイベントを対面形式で開催する。（1回）

②リサーチソンで収集した情報を活用し、新規性・独自性のあるビジネスアイデアの創出を行うワークショップを実施する。

③ワークショップは参加者1組あたり6回（合計12時間）を目安に実施する。ワークショップの実施方法については、複数の参加者が同時に参加する集合形式又は参加者ごとに実施する個別形式のいずれでも可とし、対面又はオンラインを問わないものとする。

④ワークショップの各セッション間において、参加者からの質問や相談に対応するとともに、進捗確認や助言を行うことで、参加者が十分なアイデア創出活動を実施できるよう支援を行う。（1式）

⑤アイデアソン終了時に、参加者及びコンソーシアム関係者が参加する最終発表会を対面形式で開催する。（1回）

⑥アイデアソンは、リサーチソンを修了した参加者を対象として実施するものとし、受入組数は4組を目安とする。

⑦参加者の状況に応じて後続プログラムのハッカソンへの円滑な移行に向けた支援を実施する。

⑧アイデアソンは、最終発表会を含む全ての業務を令和8年12月25日（金）までに完了すること。

#### (5) 事務局業務

本業務の企画・実施に係る発注者との協議打ち合わせ（1回/月）

#### (6) 業務報告書の作成

受注者は、業務期間終了日までに、業務報告書を作成し提出する。（電子媒体）

業務報告書には、次の内容を含むものとする。

①業務概要

②業務体制及び実施スケジュール

③各業務の実施内容及び成果

④参加者の属性

⑤本業務の課題検証と今後の提案

なお、業務報告書は、発注者が本業務終了後にアクセラレータープログラムを継続的に実施する際の基礎資料となることを踏まえ、上記の記載事項にとらわれることなく、効果的な内容とすること。

## 6. 成果品

業務報告書（電子媒体）

## 7. 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

## 8. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

## 9. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

## 10. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

## 11. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、コンソーシアムの保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、コンソーシアム内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、コンソーシアムの同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかにコンソーシアムに返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

## 12. その他留意事項等

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- (2) 松江市の条例・規則を遵守し、松江市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

## 13. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。